

## ～ 各種手続きのご案内 ～

### ◎ 土地改良区の適切な事務運営と円滑な事業推進のため、次の事があった場合は必ずお届け出をお願いいたします。

#### ○ 組合員の名義変更等（経営移譲、相続、住所変更、等）

#### ○ 田の取得または喪失（売買、貸し借り、贈与、譲渡、等）

※ 農業委員会等で手続きをされても、土地改良区には反映されませんので、必ず土地改良区でも手続きをお願いします。

[土地改良法第43条 組合員の資格得喪の通知義務]

#### ○ 農地転用等

農地転用等により田を土地改良区の地区内から除外するためには、土地改良区への手続きと決済金の納入が必要です。手続きを怠った場合、土地改良区の台帳から除外されず次年度以降も賦課金が賦課されることとなりますので、ご注意下さい。

##### ・公共事業による買収

公共用地等に係る農地転用については農業委員会などへの個人で行う手続きは免除されていますが、土地改良区への手続きは必要となります。

##### ・農地転用の手続き例

- |                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| 1. 農地転用の相談                       | ( 農業委員会 ) |
| 2. 農地転用に伴う意見書の交付申請、地区除外申請、決済金の納付 | ( 土地改良区 ) |
| 3. 農地転用の許可申請                     | ( 農業委員会 ) |
| 4. ( 許可後 ) 登記地目の変更               | ( 法 務 局 ) |

※ 農業振興地域内の農用地の転用は出来ません。(一時転用のみ許可されます)

※ 休耕田や転作田は水田への復旧が見込まれる事などから地区除外の対象とはなりません。

[農地法第4条、第5条]

[土地改良法第42条 権利義務の承継及び決済]

#### ○ 権利義務の承継

賦課金の未納がある土地の権利を取得した場合（所有権移転、利用権設定・解約等）は、土地改良法により新しい資格者に納入の義務が生じます。

競売において土地を取得した場合も同様です。トラブル防止のためにも事前にご確認をお願いいたします。

[土地改良法第42条 権利義務の承継及び決済]

#### ○ 繰上償還

圃場整備等の工事費負担について一括償還を行うためには、繰上償還の申請が必要となります。償還については事業の実施地区により事情が異なりますので、詳細につきましては担当までご相談下さい。

尚、繰上償還金のお支払いは、現金でのお支払いとなり口座振替は出来ません。

#### ◇ 土地改良区の管理施設の使用には申請が必要です

土地改良区が管理している水路や土地を排水放流や進入路等で利用したい場合には、土地改良区への申請が必要となります。

また、公共下水道や農業集落排水への排水接続などのために、管理施設を使用しなくなった場合には届け出をお願いいたします。届け出がない場合、納入通知書が発行されますので、ご注意下さい。